

平成 30 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社大戸屋ホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 窪田 健一
 (JASDAQ・コード2705)
 問合せ先 取締役経営企画部長 松岡 彰洋
 電 話 0422-26-2600

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 10 月 31 日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 30 年 12 月 7 日												
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 23,300 株												
(3) 発 行 価 額	1 株につき 2,254 円												
(4) 発 行 総 額	52,518,200 円												
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数ならびに割当てる株式の数	<table> <tr> <td>当社の執行役員</td> <td>5 名</td> <td>2,500 株</td> </tr> <tr> <td>当社の従業員</td> <td>14 名</td> <td>3,500 株</td> </tr> <tr> <td>当社子会社の執行役員</td> <td>2 名</td> <td>1,000 株</td> </tr> <tr> <td>当社子会社の従業員</td> <td>78 名</td> <td>16,300 株</td> </tr> </table>	当社の執行役員	5 名	2,500 株	当社の従業員	14 名	3,500 株	当社子会社の執行役員	2 名	1,000 株	当社子会社の従業員	78 名	16,300 株
当社の執行役員	5 名	2,500 株											
当社の従業員	14 名	3,500 株											
当社子会社の執行役員	2 名	1,000 株											
当社子会社の従業員	78 名	16,300 株											
(6) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。												

2. 発行の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、所定の要件を満たす当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の執行役員及び従業員（以下、「対象従業員等」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象従業員等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従業員等を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

<本制度の概要>

対象従業員等は、本制度に基づき当社又は当社子会社より支給された金銭債券の全部を現物出資財産として払込み、当社の発行する普通株式を引受けることとなります。

本制度により発行される当社の普通株式の総数は、23,300 株とし、その 1 株当りの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値として、対象従業員等に特に有利とならない価額として取締役会にて決定いたしました。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員等に対してのみ発行されることとなります。

また、本新株発行においては、当社の株式を引受ける対象従業員等に対して、現物出資するための金銭債権が当社から支給されますので、本株式発行により対象従業員等の賃金が減額されることはありません。

3. 本割当契約の概要

① 譲渡制限期間 2018年12月7日～2021年12月6日

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象従業員等が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象従業員等が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に退任・退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

③ 譲渡制限株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象従業員等が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社を退任・退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記①の譲渡制限期間が満了した時点において上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ 本割当株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないう、対象従業員等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座にて管理いたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成30年10月30日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,254円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上